令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

次の比率のうちいずれかが早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定が必要 になります。

(1) 実質赤字比率 ……… 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財 政規模に対する比率

(2) 連結実質赤字比率 … 全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不 足額の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率 …… 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利 償還金の標準財政規模*に対する比率

(4) 将来負担比率 ……… 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の 標準財政規模*に対する比率

健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	_	_	4.8%	_
平成 30 年度	_	_	5.3%	6.0%
早期健全化基準	12.90%	17.90%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。資金不足比率が経営健全化 基準を超えると、経営健全化計画の策定が必要になります。

資金不足比率

	水道事業会計	公共下水道 事業会計	天童市民病院 事業会計	工業団地整備 事業特別会計
令和元年度	_	_	_	_
平成 30 年度	-	_	-	_
経営健全化基準	20.00%	20.00%	20.00%	20.00%

※ 本市の健全化判断比率は、早期健全化基準より大幅に少ない状況です。 また、各公営企業に資金不足は生じていません。

^{*}標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額